

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
株 式 会 社 ナ ッ ク
代表取締役社長 吉 村 寛

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送くださるか、又は当社指定のウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) より平成30年6月27日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館5階エミネンスホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第47期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役3名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき、当社のホームページ (<http://www.nacoo.com>) に掲載しておりますので、報告事項に関する提供書面には記載しておりません。
- ◎インターネット開示事項は監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

「議決権の行使等についてのご案内」

- (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類並びに計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.nacoo.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 書面による議決権行使において各議案に賛否の記載のない場合の取り扱い
書面による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (6) インターネットによる議決権行使のご案内
 - ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
 - ② インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」、「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って平成30年6月27日(水曜日)午後5時30分までに賛否を入力してください。
 - ③ 株主様以外の他人による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ④ 株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
 - ⑤ ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、議決権行使サイトでお手続きください。(携帯電話では、お手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

以上

システムに関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話：0120-173-027 (受付時間午前9：00～午後9：00、通話料無料)

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な雇用・所得環境の改善による消費の持ち直しと、底堅い内外需を背景に緩やかな回復基調が続きました。

また、個人消費についても、天候不順や物価上昇による下押し要因の影響はありましたが、耐久財の回復や年始の行楽需要が堅調だったことにより、足元で持ち直しの動きがみられました。

当社グループの事業領域である住宅業界では、低水準の住宅ローン金利や住宅取得支援策は依然として継続していますが、国土交通省発表による新設住宅着工戸数は前期比減少しております。また、分譲住宅については、マンション着工の減少が全体を大きく押し下げ、建築需要は弱含みで推移しております。

小売・サービスの業界では、個人消費の底堅さが増しており、引き続き回復基調を維持することが見込まれております。

このような中、当社グループでは各事業分野において、新商品の開発・販売、顧客サービスの向上、販売促進活動や商圏の拡大に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高89,818百万円（前期比4.6%増）、営業利益1,637百万円（同116.3%増）、経常利益1,574百万円（同98.4%増）、親会社株主に帰属する当期純損失994百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益415百万円）となりました。

また、単体業績は、売上高30,521百万円（前期比0.9%増）、営業利益2,126百万円（同34.0%増）、経常利益2,260百万円（同38.1%増）、当期純利益1,330百万円（同27.6%増）となりました。

事業の種類別セグメント業績は次のとおりです。

また、各セグメントの営業損益のほかに、各セグメントに帰属しない全社費用等1,166百万円があります。

イ. クリクラ事業

宅配水業界は、市場が緩やかな成長を続ける一方で、大手企業を含めた業界再編や顧客獲得競争の激化による中小宅配水業者の淘汰、宅配料金値上げに伴うワンウェイ業者の更なる収益性の悪化が懸念されています。

このような状況の下、クリクラ事業では、九州北部豪雨に対する支援として被災地の避難所へクリクラを無償提供するなど社会貢献活動に尽力すると同時に、より強固な顧客基盤を築くべく、営業キャンペーンや副商材の提案等、積極的な販売促進活動を続けてまいりました。

直営部門は、ツーウェイの優位性を活かした地道な営業活動などにより売上高は前期比微増しました。また、水の消費を促す副商材の促進とクリクラポイントを利用した顧客継続率の向上に取り組み、一世帯あたりのボトル消費量と売上単価が増加しました。

加盟店部門は、顧客数増加と売上単価改善を目的とした教育・サポートプログラム強化は継続し、顧客サービスと品質の向上に注力しましたが、ボトル販売数量の減少などにより売上高が前期比微減しました。

営業利益は、直営部門の売上が堅調に推移したことと販売管理費の適正化を図ったことにより、前期比増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高13,158百万円（前期比1.0%減）、営業利益596百万円（前期比117.3%増）となりました。

なお、クリクラ事業では経験やノウハウの共有を通じたより良い商品・サービス・品質の提供、宅配水業界全体の物流や購入コスト削減を目的とし、平成29年6月にアクアクララ株式会社と合弁会社の株式会社ACCを設立しました（当連結会計年度では非連結）。

ロ. レンタル事業

主力のダストコントロール商品部門は、既存顧客への深耕とダスキン加盟店のM&Aが寄与し、顧客数と顧客単価が堅調に推移しました。また、トータルケアサービス部門においても、サービス体制の強化に取り組んだことで顧客層が拡大し、売上高が前期比増加しました。

害虫駆除部門では、主力商品である飲食店向け害虫駆除機「with（ウィズ）」を約12年振りにリニューアルし、平成29年7月より販売を開始しました。また、基礎顧客数も増加したことにより、売上高が前期比増加しました。

法人向け定期清掃サービスを提供する株式会社アーネストでは、既存顧客からの紹介で新規顧客が順調に増加し、売上高が前期比増加しました。

営業利益は、全ての部門において売上高が増加したことや害虫駆除部門において第44期以降出店した店舗が黒字化したことにより、前期比増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高13,727百万円（前期比4.5%増）、営業利益2,021百万円（同9.0%増、株式会社愛ライフののれん償却費2百万円を含む。）となりました。

ハ．建築コンサルティング事業

地場建築市場では、慢性的な職人不足と消費増税延期等を背景に市場の停滞が続く中、世帯数の減少や空き家問題なども下押し要因として懸念されております。

このような状況の下、ノウハウ販売では、期初より取り組んでいるオリジナル新商品の開発や既存商品のバージョンアップに注力し、売上高の巻き返しを図りました。しかしながら、市場の先行き不透明感などに起因した地場工務店における投資抑制基調の影響は大きく、売上高は前期比減少しました。

一方、太陽光発電システムを中心とした建築部材販売では、“ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）”のパッケージ商材の提案を軸にした新築住宅市場や分譲・リノベーション等の隣接市場への営業強化が奏功し、売上高は前期比微増となりました。

株式会社エコ&エコは、今後の安定・継続的な収益確保のため、販売スキームを見直したことと工程管理の手法を抜本的に変更したことで、売上高は大幅に減少しました。

営業利益は、全部門で経費削減に努めましたが、ノウハウ販売の売上高減少の影響は大きく、前期比減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高5,383百万円（前期比11.6%減）、営業利益775百万円（同19.0%減、株式会社エコ&エコののれん償却費18百万円を含む。）となりました。

二. 住宅事業

住宅業界は、これまで好調であった貸家や分譲の新設住宅着工戸数の伸びが鈍化し、住宅着工は9か月連続（前年同月比）の減少となりました。また、建築資材の高騰や職人不足を背景にした建設コストの増加、悪天候などによる物件引渡しの遅延などの影響も大きく、厳しい市場環境が続いております。

このような状況の下、セグメントの中核子会社である株式会社レオハウスでは、主力商品である「大人気の家CoCo」を中心とした商品戦略やオリコン日本顧客満足度調査において獲得した標章（3年連続で「金額の納得感」第1位を獲得）を活用した営業戦略、積極的な販促活動など様々な施策に取り組んでまいりました。しかしながら、住宅市場における顧客獲得競争は激化しており、当連結会計年度での受注数は1,889棟（前期2,081棟）、受注残も944棟（前期1,016棟）に留まりました。その結果、完工引渡数1,895棟（前期1,850棟）を通じた売上高は前期比増加した一方、期初に想定していた完工引渡棟数を大幅に下回ったことにより、建築資材高騰や職人不足などによる建設コストの増加及び店舗運営費等の固定費をカバーすることが出来ず、3期連続の営業損失を余儀なくされました。

また、株式会社レオハウスでは、営業損失からの脱却と収益回復を目的に、不採算店（20店舗）の統合及び撤退を決定しました。これに伴い、当連結会計年度に減損損失579百万円と店舗閉鎖損失引当金265百万円の計上、繰延税金資産498百万円の取り崩しを行っております。

株式会社ジェイウッドでは、展示場に隣接するカフェからの集客などによって期中の受注獲得に注力したことに加え、期初受注残高が前期を上回ったことで売上高は前期比増加しました。

株式会社ケイディアイでは、首都圏における土地仕入の強化、人材の増員・育成に継続して取り組み、売建物件の増加に繋げました。なお、当連結会計年度の同社連結対象期間は伸びており、期間中1拠点の新規出店も行いました。

また、株式会社国木ハウス（「人と環境にやさしい強い木の家」をコンセプトに北海道で事業展開）をM&Aにより子会社化したことで（会計上のみなし取得日は平成29年6月30日）、売上高及び営業利益を新たに計上しております。

株式会社suzukuriは、セミオーダーとデザイン性にこだわった低価格戦略を軸に、当連結会計年度から本格稼働しました。株式会社レオハウスからのブランドチェンジや併設5拠点を含む11店舗を出店しました

が、初期投資段階にあり営業損失計上となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高47,492百万円（前期比10.6%増）、営業損失736百万円（前期営業損失622百万円、株式会社ジェイウッドと株式会社ケイディアイ、株式会社国木ハウスののれん償却費103百万円を含む。）となりました。

ホ. 通販事業

株式会社JIMOSにつきましては、主力の「MACCHIA LABEL(マキアレイベル)」ブランド、自然由来の成分を主とする基礎化粧品「Coyori」ブランドとともにWeb媒体等を活用した新規顧客獲得施策により顧客数が順調に増加しましたが、既存顧客の売上単価減少が響き、売上高は前期比減少しました。営業利益は、売上高の減少を補うべく販売促進費を削減したことなどが奏功し、前期比改善しました。

平成28年12月に子会社化した株式会社ベルエアーは、主力商品である栄養補助食品の販売網拡大に努めると同時に、超高齢化社会を見据えた新サービスの開発に取り組みました。なお、当連結会計年度の同社連結対象期間は伸びております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高10,115百万円（前期比3.3%減）、営業利益147百万円（前期営業損失457百万円、株式会社JIMOSと株式会社ベルエアーののれん償却費等566百万円を含む。）となりました。

(注) 上記①に記載されている金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は989百万円であり、主なものは、住宅事業のモデルハウスの建設590百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度末の借入金残高は8,517百万円であり、前期末残高比で30百万円増加しております。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、平成29年6月をもって、株式会社国木ハウスを連結子会社としております。また、平成29年9月をもって、株式会社愛ライフとの株式交換を行い、株式会社愛ライフを連結子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第44期 平成27年3月期	第45期 平成28年3月期	第46期 平成29年3月期	第47期(当期) 平成30年3月期
売 上 高	85,443	80,302	85,901	89,818
経 常 利 益	1,481	795	793	1,574
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△)	519	252	415	△994
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	31円09銭	14円99銭	24円65銭	△59円15銭
総 資 産	39,862	41,694	43,499	42,248
純 資 産	16,132	15,831	15,506	14,114

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75943口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 レ オ ハ ウ ス	300	100.0	注文住宅の建築請負
株 式 会 社 ア ー ネ ス ト	10	100.0	ビルメンテナンス事業等
株式会社ナックライフパートナーズ	10	100.0	金融・保険業
株 式 会 社 J I M O S	350	100.0	化粧品・健康食品の通販等
株 式 会 社 ジ ャ イ ウ ッ ド	100	100.0	注文住宅の建築請負
株 式 会 社 エ コ & エ コ	80	100.0	建築部材の販売と施工
株 式 会 社 ケ イ デ ィ ア イ	100	100.0	分譲・注文住宅
株 式 会 社 ベ ル エ ア ー	50	100.0	栄養補助食品、化粧品の製造・販売
株 式 会 社 s u z u k u r i	98	100.0	注文住宅の建築請負
株 式 会 社 国 木 ハ ウ ス	100	100.0	注文住宅の建築請負
株 式 会 社 愛 ラ イ フ	10	100.0	ダストコントロール商品のレンタル及び販売

(注) 上記のうち当連結会計年度において、株式会社suzukuriは重要性が増したため、株式会社国木ハウスは株式の取得、株式会社愛ライフは株式交換により、連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創業の事業であるレンタル事業を中心に、クリクラ事業、住宅事業、建築コンサルティング事業、通販事業の5つの事業体制のもと、創業時からの基本戦略である「コングロマリット(複合的異種混成型)企業」の基盤を築いてまいりました。

しかしながら、少子高齢化が進み日本国内の人口減少が見込まれる中、国内市場規模は今後縮小することが予想されており、当社グループが属する各市場においても競争激化することが予想されます。そのような環境の中、当社グループは、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、新しい価値の創造と価値あるサービス提供を通じ持続的な発展を目指します。

- ① クリクラ事業は、宅配水ビジネスへの異業種からの参入や物流費の高騰などを契機に宅配水業界全体が再編期に入っております。当社は業界のリーディングカンパニーとして、その再編を主導することで業界全体の発展に貢献していきます。
- ② レンタル事業は、全国展開を視野に入れた営業エリアの拡大、M&Aの推進、高齢者向けのトータルケアサービス部門の拡充等により、今後の事業成長に繋げてまいります。
- ③ 建築コンサルティング事業は、工務店支援事業にさらに注力し、顧客サポート体制の強化を図ります。また、平成32年省エネ基準適合住宅の義務化に対応する商品開発及び商品提案を先行して進めてまいります。
- ④ 住宅事業は、注文住宅を手がけるレオハウスの営業力の強化と黒字転換と収益力向上を目指し、不採算店舗の統廃合はもとより営業と施工の体制強化及び積極的な販売促進活動を進めてまいります。また、売建物件の強化など注文住宅以外の分野の拡充や今後の成長が見込まれるリノベーション事業にも注力してまいります。
- ⑤ 通販事業は、物流費の高騰による利益率の悪化に対し、競合他社と差別化できる高付加価値商品の開発及びIT技術を用いた販売促進の効率化等の対策が必要であると考えております。また、将来的に縮小することが見込まれる国内市場を踏まえ、海外市場への展開も検討を図ります。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

事業区分	事業内容
クリクラ事業	宅配水「クリクラ」の製造・販売
レンタル事業	ダストコントロール商品のレンタル・販売、害虫駆除器のレンタル・販売及び定期清掃業務等
建築コンサルティング事業	地場工務店に対する建築関連ノウハウ商品及び建築部材の販売と施工、コンサルティング業務
住宅事業	戸建注文住宅の建築請負、分譲住宅の販売及びそれに付随する金融・保険業務
通販事業	化粧品・健康食品及び酒類等の通信販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

株 式 会 社 ナ ッ ク	本 社	東 京 都 新 宿 区	
	営 業 所	北 海 道	3ヶ所
		宮 城 県	3ヶ所
		茨 城 県	2ヶ所
		栃 木 県	1ヶ所
		群 馬 県	1ヶ所
		埼 玉 県	10ヶ所
		千 葉 県	9ヶ所
		東 京 都	23ヶ所
		神 奈 川 県	12ヶ所
		静 岡 県	2ヶ所
		愛 知 県	5ヶ所
		京 都 府	2ヶ所
		大 阪 府	6ヶ所
		兵 庫 県	2ヶ所
		岡 山 県	2ヶ所
		広 島 県	1ヶ所
		香 川 県	1ヶ所
	福 岡 県	9ヶ所	
	熊 本 県	1ヶ所	
		合 計	95ヶ所
工 場	北 海 道	1ヶ所	
	宮 城 県	1ヶ所	
	栃 木 県	1ヶ所	
	埼 玉 県	2ヶ所	
	千 葉 県	1ヶ所	
	東 京 都	1ヶ所	
	愛 知 県	1ヶ所	
	大 阪 府	1ヶ所	
福 岡 県	1ヶ所		
	合 計	10ヶ所	

株 式 会 社 レ オ ハ ウ ス	本 社	東 京 都 新 宿 区	
	営 業 所	岩 手 県	1ヶ所
		宮 城 県	3ヶ所
		福 島 県	3ヶ所
		茨 城 県	6ヶ所
		栃 木 県	5ヶ所
		群 馬 県	6ヶ所
		埼 玉 県	6ヶ所
		千 葉 県	5ヶ所
		東 京 都	3ヶ所
		神 奈 川 県	8ヶ所
		富 山 県	1ヶ所
		石 川 県	1ヶ所
		福 井 県	1ヶ所
		山 梨 県	1ヶ所
		長 野 県	2ヶ所
		岐 阜 県	3ヶ所
		静 岡 県	4ヶ所
		愛 知 県	6ヶ所
		三 重 県	2ヶ所
京 都 府	1ヶ所		
滋 賀 県	2ヶ所		
大 阪 府	3ヶ所		
兵 庫 県	4ヶ所		
奈 良 県	1ヶ所		
岡 山 県	2ヶ所		
広 島 県	2ヶ所		
徳 島 県	1ヶ所		
香 川 県	2ヶ所		
愛 媛 県	3ヶ所		
高 知 県	1ヶ所		
福 岡 県	3ヶ所		
佐 賀 県	1ヶ所		
熊 本 県	1ヶ所		
大 分 県	1ヶ所		
宮 崎 県	3ヶ所		
鹿 児 島 県	3ヶ所		
合 計	101ヶ所		
株 式 会 社 ア ー ネ ス ト	本 社	東 京 都 澁 谷 区	
株 式 会 社 ナ ッ ク ラ イ フ パ ー ト ナ ー ズ	本 社	東 京 都 新 宿 区	

株式会社 J I M O S	本 社	福岡県福岡市	
	営業所	東京都	1ヶ所
		福岡県	1ヶ所
		合 計	2ヶ所
株式会社ジェイウッド	本 社	宮城県仙台市	
	営業所	岩手県	3ヶ所
		秋田県	1ヶ所
		宮城県	2ヶ所
		福島県	1ヶ所
		栃木県	1ヶ所
	合 計	8ヶ所	
株式会社エコ&エコ	本 社	東京都新宿区	
	営業所	宮城県	1ヶ所
		福岡県	2ヶ所
	合 計	3ヶ所	
株式会社ケイディアイ	本 社	東京都中央区	
	営業所	千葉県	1ヶ所
		東京都	1ヶ所
	合 計	2ヶ所	
株式会社ベルエアー	本 社	東京都新宿区	
	営業所	神奈川県	1ヶ所
		合 計	1ヶ所
株式会社国木ハウス	本 社	北海道札幌市	
	営業所	北海道	1ヶ所
		合 計	1ヶ所
株式会社suzukuri	本 社	東京都新宿区	
	営業所	宮城県	1ヶ所
		山形県	1ヶ所
		栃木県	1ヶ所
		埼玉県	1ヶ所
		長野県	1ヶ所
		静岡県	2ヶ所
		徳島県	1ヶ所
		福岡県	1ヶ所
		佐賀県	1ヶ所
	合 計	10ヶ所	
株式会社愛ライフ	本 社	埼玉県越谷市	

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数（名）		前連結会計年度末比増減（名）	
クリクラ事業	299	(163)	-	(△7)
レンタル事業	541	(568)	8	(115)
建築コンサルティング事業	120	(2)	△12	(2)
住宅事業	953	(29)	28	(12)
通販事業	209	(57)	△41	(28)
全社（共通）	47	(4)	12	(1)
計	2,169	(823)	△5	(151)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、使用人数には、契約社員（8名）、準社員（2名）が含まれております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	4,967
株式会社三菱東京UFJ銀行（注）	1,840
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000
株式会社みずほ銀行	490
三井住友信託銀行株式会社	200
株式会社群馬銀行	10
日本生命保険相互会社	10

- (注) 平成30年4月1日付で、株式会社三菱東京UFJ銀行は株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 43,000,000株
- ② 発行済株式の総数 18,719,250株（自己株式を含む）
- ③ 株主数 13,583名（前年度末比1,480名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社キャピタル	1,575,664	9.29
レモンガス株式会社	1,575,500	9.29
ナック従業員持株会	946,918	5.58
株式会社ヤマダ電機	935,000	5.51
西山 由之	556,184	3.28
株式会社ブリリアントフューチャー	524,000	3.09
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUPPORTFOLIO)	445,300	2.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	424,400	2.50
株式会社レオパレス21	339,600	2.00
西山 文江	294,686	1.74

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,761,436株）を控除して計算しております。なお自己株式には「役員報酬BIP信託口」が保有する当社株式（140,000株）は含んでおりません。
2. 自己株式は上記大株主から除外しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	寺岡豊彦	株式会社ACC 代表取締役会長
代表取締役社長	吉村寛	住宅ビジネスカンパニー代表 株式会社レオハウス 代表取締役社長 株式会社アーネスト 代表取締役社長 株式会社ジェイウッド 取締役 株式会社エコ&エコ 取締役 株式会社ケイディアイ 取締役 株式会社suzukuri 代表取締役社長 株式会社国木ハウス 取締役 株式会社愛ライフ 代表取締役社長
取締役	川上裕也	ビジネスサポート本部長 株式会社エコ&エコ 取締役 株式会社ケイディアイ 取締役 株式会社ベルエアー 監査役 株式会社suzukuri 取締役 株式会社国木ハウス 監査役 株式会社ACC 取締役
取締役	小磯雄一郎	クリクラビジネスカンパニー代表 株式会社ACC 取締役
取締役	脇本和好	レンタルビジネスカンパニー代表 株式会社アーネスト 取締役
取締役	竹中徹	竹中徹公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社メディアリンクス 社外監査役 ウエルシアホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	島田博夫	株式会社シマブンコーポレーション 取締役会長 一般社団法人日本建設機械施工協会 顧問 神戸商工会議所 1号議員 日本国際貿易促進協会 理事
常勤監査役	遠藤彰子	株式会社レオハウス 監査役 株式会社アーネスト 監査役 株式会社ジェイウッド 監査役 株式会社エコ&エコ 監査役 株式会社ケイディアイ 監査役
監査役	狩野勝	株式会社レオハウス 監査役
監査役	西章	西章税理士事務所 代表

- (注) 1. 平成30年4月1日付で取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。
 ・寺岡豊彦氏は、代表取締役会長から取締役会長に就任いたしました。
2. 取締役竹中徹氏及び取締役島田博夫氏は、社外取締役であります。
3. 監査役狩野勝氏、監査役西章氏は、社外監査役であります。
4. 監査役西章氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役竹中徹氏、取締役島田博夫氏、監査役狩野勝氏、監査役西章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・重要な兼職の状況
岩本尚子	平成29年7月1日	辞任	社外監査役 岩本尚子司法書士事務所 代表

- (注) 当社は、退任に至るまでは、監査役岩本尚子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	139百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	17百万円 (6百万円)
合計 (うち社外役員)	11名 (5名)	156百万円 (15百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月24日開催の第36期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成2年6月25日開催の第19期定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 社外取締役竹中徹氏は、竹中徹公認会計士・税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社は竹中徹公認会計士・税理士事務所との間には特別な関係はありません。
 - 社外取締役島田博夫氏は、株式会社シマブンコーポレーション取締役会長、一般社団法人日本建設機械施工協会顧問、神戸商工会議所1号議員及び日本国際貿易促進協会理事を兼務しております。なお、当社は株式会社シマブンコーポレーション、一般社団法人日本建設機械施工協会、神戸商工会議所及び日本国際貿易促進協会との間には特別な関係はありません。

- ・社外監査役西章氏は、西章税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社は西章税理士事務所との間には特別な関係はありません。
 - ・社外監査役岩本尚子氏は、退任に至るまでは岩本尚子司法書士事務所の代表を兼務しております。なお、当社は岩本尚子司法書士事務所との間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
- ・社外取締役竹中徹氏は、株式会社メディアリンクス社外監査役、ウエルシアホールディングス株式会社社外取締役であります。なお、株式会社メディアリンクス、ウエルシアホールディングス株式会社との間には特別な関係はありません。
 - ・社外監査役狩野勝氏は、当社の子会社である株式会社レオハウスの監査役であります。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

取 締 役	状 況
竹 中 徹	当事業年度開催の取締役会16回中16回出席しております。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、主に会計事項について適切な意見を適宜行っております。
島 田 博 夫	当事業年度開催の取締役会16回中15回出席しております。経営者としての豊富な経験から、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。
監 査 役	状 況
狩 野 勝	当事業年度開催の取締役会16回中16回、及び監査役会10回中10回出席しております。大所高所からの幅広い視野に立ち、取締役の経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。
西 章	当事業年度開催の取締役会16回中16回、及び監査役会10回中10回出席しております。税理士としての専門的見地から、主に税務事項について適切な意見を適宜行っております。
岩 本 尚 子	当事業年度開催の取締役会 5 回中 5 回、及び監査役会 4 回中 4 回出席しております(平成29年 7 月 1 日退任)。司法書士としての専門的見地から、主に法務事項について適切な意見を適宜行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人（一時会計監査人）

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成29年7月26日に監査契約を合意解除したため、仰星監査法人を一時会計監査人に選任しております。

② 報酬等の額

	新日本有限責任 監査法人	仰星監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円	51百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円	61百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
 - ロ. コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員が当社を含むグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
 - ハ. 顧問弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適宜受けられる体制をとる。
- ニ. 当社の内部監査部は、内部監査規程に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。

(運用状況)

ナックグループは、企業理念の根本となるグループ共通の価値観「感謝心」、「規律性」、「具体的」、「精一杯」、「即実行」の5つを“NacWay”として定め、ナックグループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に浸透を図っております。また、グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るためにグループの内部通報窓口として「ナックホットライン」を設置しています。

特に第47期は、企業理念及び「グループ行動規範」を追記し“NacWay”の小冊子をグループ全従業員に配布することにより企業理念の浸透を進め、さらなる法令・規範の遵守に努めました。

法律問題に関しても、顧問弁護士と必要に応じて緊密に連携し、適宜、適切な助言と指導を受ける体制が整っております。

さらに、当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告し、改善策等の提言を行っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規則」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにする。

(運用状況)

当社は、取締役会議事録及びグループ経営会議議事録を「取締役会規則」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 取締役会は、リスク管理に関する規程を定める。
 - ロ. 代表取締役、業務執行取締役及び代表取締役が指名した重要な子会社の代表取締役で構成されるグループ経営会議は、各業務担当役員から定期的に報告を受け、各業務におけるリスクの状況を把握する。
 - ハ. 経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況の管理を通じてリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者に対処策を検討し、稟議又はグループ経営会議や取締役会において審議の上、決定する。
 - ニ. 重要な投資に関わるリスクに関しては、グループ経営会議においてリスクの把握と対策を行う。

(運用状況)

当社は、リスクマネジメントの目的、管理体制を定めた「リスク管理規程」を定め、危機発生時の対応に関する手順を定めた「危機管理規程」を整備し、周知・運用しております。

特に第47期は、経営危機発生時において、より適切な対応を取るために、危機管理体制及び広報対応の見直しを行い、「危機管理規程」を改定しました。

また、経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況を把握した上でリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者に対処策を検討し、稟議又はグループ経営会議や取締役会において審議の上、決定しております。重要な投資に関するリスクに関しては、グループ経営会議においてリスクの把握と対策を検討しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役及び各業務を担当する取締役は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
 - ロ. 経営活動を効率的、機動的に行うために、グループ経営会議を、原則として月1回開催し、経営に関する重要事項を審議する。
 - ハ. 業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき職務執行の効率的な実施を図る。
 - ニ. 電子決裁システムを導入し、意思決定の迅速化及び効率化を図っている。

(運用状況)

当社は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効果的に職務の執行が行われる体制としております。当事業年度においては、取締役会を計16回開催したほか、所定の事項についてはグループ経営会議を計12回開催し、経営に関する重要事項を審議いたしました。また、業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき、月1回開催されるグループ経営会議を通じて、ナックグループ各社の業績管理を実施しております。

また、当社は電子決裁システムを導入しており、稟議決裁等に関し、申請から決裁までの一連の手続きをすべてシステム管理しており、意思決定の迅速化及び効率化を図っています。

- ⑤ 次に掲げる体制その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i) 月1回開催されるグループ経営会議において、営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告されている。
 - ii) 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 月1回開催されるグループ経営会議において、リスク情報の共有を行っている。
 - ii) 当社は、グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社のリスクマネジメントを求め

- るとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制
- i) グループ全体の経営活動を効率的、機動的に行うために、グループ経営会議を、原則として月1回開催し、グループ経営に関する重要事項を審議する。
 - ii) 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理に関する規定を策定する。
- ニ. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i) 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、子会社の取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
 - ii) コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員がグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
 - iii) 当社は、グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るために、グループ内部通報制度を設置する。
- ホ. その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制
- i) グループ各社の業務の適正確保は、当社の方針、規程を準用して行う。
 - ii) 当社の内部監査部は、グループ各社の監査を行い、監査の結果に基づいて必要な指示又は勧告を行う。

(運用状況)

当社は、最適なグループ経営及び子会社管理に向けた体制・制度・規程の構築に向けて整備を進めております。また、子会社の月次の営業成績、財務状況、リスク情報その他の重要な事項は月1回開催されるグループ経営会議を通じて、当社グループで共有するとともに審議しております。

グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るためにグループの内部通報窓口として「ナックホットライン」を設置しています。

また、①に関する運用状況で前述したとおり、特に第47期は、企業理念及び「グループ行動規範」を追記した“NacWay”の小冊子を子会社を含むグループ全従業員に配布することにより企業理念の浸透を進め、子会社に

における法令等の遵守体制を強化いたしました。

法律問題に関しても、顧問弁護士と必要に応じて緊密に、子会社における法令等の遵守体制を強化いたしました。

さらに、当社の内部監査部門は、年度監査計画に基づき、グループ各社に対して内部監査を実施し、その結果に基づいて必要な指示又は勧告を行っております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の専従スタッフは配置せず、補助機関として内部監査部が適宜対応し、監査役より求めがあるときは監査役と協議の上、必要な期間専任の担当者を置く。

(運用状況)

監査役の職務を補助すべき使用人については、現在は専従スタッフを配置しておりませんが、監査役より求めがあるときは、監査役と協議の上、必要な期間、専任の担当を置く体制を整備しております。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の担当者の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得て行う。

(運用状況)

現在、監査役の専従スタッフを配置しておりませんが、専従スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については常勤監査役の同意を要することとしております。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、専任期間中は取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととする。

(運用状況)

現在、監査役の専従スタッフを配置しておりませんが、専任期間中は、取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととしております。

- ⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - i) 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
 - ii) 当社の監査役は、取締役会の他グループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制
 - i) 子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査役に対して、当社及びグループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
 - ii) 当社の監査役は、グループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて子会社の取締役・監査役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - iii) 当社の内部監査部は、定期的に当社監査役会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査状況を報告する。

(運用状況)

監査役は、必要に応じて取締役会などの社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対して報告を求めています。また、内部監査部門は四半期に一度、子会社における監査状況を監査役会に報告しております。

- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役員及び使用人に周知徹底する。

(運用状況)

当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当社が当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ロ. 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(運用状況)

監査役が職務を執行するために当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、速やかに処理しております。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- イ. 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部及び監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保する。
- ロ. 「監査役会規則」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する。

(運用状況)

監査役は、内部監査部門及び監査法人と定期的な会合等を実施し意見交換を行い、監査の実効性を高めております。また、必要に応じて取締役会などの社内の重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- イ. ナックグループは「グループ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断し、不当な要求には一切応じない旨を定めている。
- ロ. 反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めている。
- ハ. 取引先との契約書類については、反社会的勢力排除に関する条項を定めている。

(運用状況)

当社は、反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整備し、反社会的勢力の動向の把握に努めております。取引先との契約書類には、反社会的勢力排除に関する条項を定めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,433	流 動 負 債	20,979
現金及び預金	7,262	買掛金	6,132
受取手形及び売掛金	4,279	短期借入金	2,490
商品及び製品	2,265	一年内返済予定の長期借入金	2,422
販売用不動産	3,547	未払金	2,686
未成工事支出金	1,439	リース債務	468
原材料及び貯蔵品	397	未払法人税等	844
繰延税金資産	453	未成工事受入金	3,267
その他	3,875	賞与引当金	863
貸倒引当金	△86	完成工事補償引当金	107
固 定 資 産	18,814	債務保証損失引当金	25
有形固定資産	12,579	ポイント引当金	221
建物及び構築物	7,682	店舗閉鎖損失引当金	265
機械装置及び運搬具	194	その他	1,183
工具、器具及び備品	342	固 定 負 債	7,154
土地	2,211	長期借入金	3,605
リース資産	2,089	リース債務	1,830
建設仮勘定	58	再評価に係る繰延税金負債	13
無形固定資産	2,782	退職給付に係る負債	177
のれん	1,287	役員株式給付引当金	10
顧客関連資産	833	資産除去債務	921
商標権	240	繰延税金負債	384
その他	421	その他	212
投資その他の資産	3,452	負 債 合 計	28,133
投資有価証券	399	純 資 産 の 部	
長期貸付金	334	株主資本	14,873
破産更生債権等	203	資本金	4,000
繰延税金資産	112	資本剰余金	1,147
差入保証金	2,423	利益剰余金	11,035
その他	438	自己株式	△1,309
貸倒引当金	△459	その他の包括利益累計額	△758
資 産 合 計	42,248	その他有価証券評価差額金	102
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	△860
		純 資 産 合 計	14,114
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,248

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		89,818
売上原価		55,032
売上総利益		34,785
販売費及び一般管理費		33,148
営業利益		1,637
営業外収益		224
受取利息及び配当金	10	
企業立地奨励金	40	
受取手数料	6	
業務受託手数料	49	
売電収入	23	
その他	94	
営業外費用		287
支払利息	108	
貸倒引当金繰入	123	
為替差損	7	
その他	47	
経常利益		1,574
特別利益		4
投資有価証券売却益	3	
固定資産売却益	1	
特別損失		1,025
固定資産処分損失	14	
減損損失	647	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	265	
その他	97	
税金等調整前当期純利益		553
法人税、住民税及び事業税	1,138	
法人税等調整額	409	1,547
当期純損失		994
親会社株主に帰属する当期純損失		994

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,265	流 動 負 債	13,325
現金及び預金	2,549	買掛金	906
売掛金	2,757	短期借入金	2,440
商品及び製品	1,771	関係会社短期借入金	4,700
原材料及び貯蔵品	81	一年内返済予定の長期借入金	2,422
前渡金	39	リース債	167
立替金	304	未払金	1,217
前払費用	262	未払費用	75
繰延税金資産	260	未払法人税等	331
差入保証金	580	前受金	167
短期貸付金	79	賞与引当金	499
関係会社短期貸付金	5,356	債務保証損失引当金	25
その他	226	ポイント引当金	94
貸倒引当金	△5	その他	277
固 定 資 産	19,863	固 定 負 債	5,001
有 形 固 定 資 産	9,331	長期借入金	3,605
建物	5,035	長期預り保証金	197
構築物	848	リース債務	837
機械装置及び運搬具	128	再評価に係る繰延税金負債	13
工具、器具及び備品	253	役員株式給付引当金	10
土地	2,027	資産除去債務	337
リース資産	979	その他	0
建設仮勘定	57	負 債 合 計	18,326
無 形 固 定 資 産	292	純 資 産 の 部	
のれん	90	株 主 資 本	16,606
ソフトウェア	172	資本金	4,000
その他	29	資本剰余金	1,147
投資その他の資産	10,240	資本準備金	649
投資有価証券	275	その他資本剰余金	498
関係会社株式	7,795	利 益 剰 余 金	12,768
長期貸付金	178	利益準備金	350
長期前払費用	52	その他利益剰余金	12,417
破産更生債権等	203	別途積立金	3,500
繰延税金資産	106	繰越利益剰余金	8,917
差入保証金	1,637	自 己 株 式	△1,309
その他	193	評価・換算差額等	△804
貸倒引当金	△203	その他有価証券評価差額金	56
資 産 合 計	34,129	繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	△860
		純 資 産 合 計	15,802
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,129

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		30,521
売 上 原 価		12,614
売 上 総 利 益		17,906
販売費及び一般管理費		15,779
営 業 利 益		2,126
営 業 外 収 益		592
受 取 利 息 及 び 配 当 金	78	
受 取 地 代 家 賃	320	
企 業 立 地 奨 励 金	40	
そ の 他	151	
営 業 外 費 用		458
支 払 利 息	118	
支 払 地 代 家 賃	279	
そ の 他	60	
経 常 利 益		2,260
特 別 損 失		172
減 損 損 失	20	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	56	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	79	
そ の 他	15	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,087
法人税、住民税及び事業税	768	
法 人 税 等 調 整 額	△11	756
当 期 純 利 益		1,330

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社 ナック
取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 田 日 武 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社 ナック
取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公認会計士 福田 日武 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 三木 崇央 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

株式会社ナック 監査役会

常勤監査役	遠藤彰子	㊞
社外監査役	狩野勝	㊞
社外監査役	西章	㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役川上裕也、小磯雄一郎及び脇本和好の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 ・重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	かわ かみ ひろ なり 川 上 裕 也 (昭和40年10月28日) (再任)	平成24年6月 当社入社 平成25年4月 上席執行役員 ビジネスサポートカンパニー 管理本部 本部長 常務執行役員 (現任) 平成26年6月 取締役 (現任) 平成28年4月 ビジネスサポート本部 本部長 (現任)	7,578株
2	こ いそ ゆういちろう 小 磯 雄 一 郎 (昭和34年4月12日) (再任)	平成25年1月 当社入社 平成25年4月 常務執行役員 (現任) デリバリービジネスカンパニー クリクラ事業本部 本部長 平成26年4月 クリクラビジネスカンパニー代表 (現任) 平成26年6月 取締役 (現任)	4,614株
3	わき もと かず よし 脇 本 和 好 (昭和36年7月12日) (再任)	昭和59年4月 当社入社 平成22年4月 執行役員 クリクラ事業本部 運営部 運営室 室長 平成23年1月 レンタル事業本部 副本部長 平成24年4月 ウィズ事業部 事業部長 平成28年4月 上席執行役員 (現任) レンタルビジネスカンパニー代表 (現任) 平成28年6月 取締役 (現任)	9,598株

- (注) 1. 取締役候補者3名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有株式数は、平成30年3月31日現在のものです。また、ナック役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役狩野勝氏及び西章氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	かのう まさる 狩野 勝 (昭和10年4月26日) (再任)	昭和34年4月 自由国民連合 (現一般財団法人国民政治協会) 勤務 昭和49年2月 千葉県議会議員 昭和62年5月 千葉県議会議長 平成2年2月 衆議院議員 平成6年7月 厚生省政務次官 平成17年4月 当社顧問 平成18年6月 当社監査役(現任)	4,213株
2	おおわだ とおる 大和田 徹 (昭和49年3月8日) (新任)	平成8年4月 清水建設株式会社 入社 平成12年11月 同社首都圏事業本部企画管理部 平成14年6月 同社海外支店バンコク営業所 平成18年1月 同社退社 平成20年1月 福田税理士事務所 入所 平成21年8月 税理士法人Y C A 入社 平成24年12月 西章税理士事務所 入所 平成29年6月 税理士法人アイ・タックスファーム へ組織変更 代表社員	—

- (注) 1. 監査役候補者2名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、狩野勝氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。本総会において狩野勝氏の再任が承認された場合、当社は狩野勝氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、大和田徹氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 狩野勝氏及び大和田徹氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由について
 - (1) 狩野勝氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の幅広い識見と豊富な経験によって経営の客観性、中立性を確保するためであります。また、これまで顧問及び社外監査役として当社の経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。引続き当社経営の健全性・適正性の確保に貢献していただきたいと思いますためであります。
 - (2) 大和田徹氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての識見と豊富な経験を当社の経営に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を確保するためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 狩野勝氏は、現在、当社の子会社である株式会社レオハウスの監査役であります。また、大和田徹氏は、現在、当社の子会社である株式会社 J I M O S の社外監査役であります。
6. 狩野勝氏は、現在、当社の社外監査役ですが、その在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
7. 当社は、狩野勝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引続き独立役員とする予定であります。また、大和田徹氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
8. 所有株式数は、平成30年3月31日現在のものであります。また、ナック役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました新日本有限責任監査法人は、平成29年7月26日付で当社との監査契約を合意解除いたしました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、平成29年7月26日開催の監査役会において仰星監査法人を一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。つきましては、監査役会の決定に基づき、一時会計監査人である仰星監査法人を、改めて会計監査人に選任することをお願いするものであります。

なお、監査役会が仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要な専門性、独立性、適切性及び品質管理体制等を具備していることを確認し、当社グループの規模拡大に伴って必要となる会計監査に適する監査法人であると判断したことによります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	仰星監査法人	
所	在	地	東京都千代田区九段南三丁目3番6号 麴町ビル2階
沿	革	<p>平成2年9月 北斗監査法人 設立</p> <p>平成11年10月 東京赤坂監査法人と合併し、東京北斗監査法人に名称を変更</p> <p>平成18年10月 監査法人芹沢会計事務所と合併し、仰星監査法人に名称を変更</p> <p>平成20年2月 P C A O B (公開会社会計監視委員会)に登録</p> <p>平成23年7月 明澄監査法人と合併</p> <p>平成26年7月 明和監査法人と合併し、現在に至る</p>	
概	要	<p>公認会計士 185 名</p> <p>会計士補・公認会計士試験合格者 47 名</p> <p>その他 33 名</p> <p>計 265 名 (平成30年3月現在 / 非常勤含む)</p>	

以上

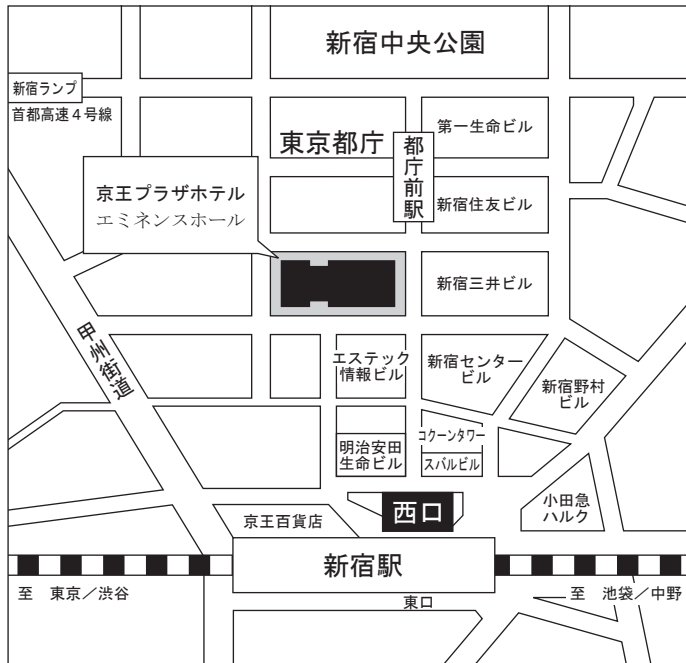
メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール

電 話 03-3344-0111



<アクセス>

- 新宿駅西口（JR・私鉄・地下鉄）よりお越しの株主様
新宿駅西口より都庁方面への連絡地下道をまっすぐお進みください。
地下道を出てすぐ左側にホテルがございます。
- 都庁前駅（都営大江戸線）よりお越しの株主様
改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上がってすぐ右側に
ホテルがございます。